

広島県告示第五百四十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成二十六年八月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
二五	安芸高田市八千代町向山字馬讓峠一〇五九三番一の一部、一〇六四六番一の一部、一〇六四六番三の一部、一〇六四八番の一部、一〇六四八番二の一部、一〇六一三番三の一部、安芸高田市八千代町向山字櫛嶺一〇三九三番七、一〇三九四番一の一部、一〇三九六番、安芸高田市八千代町向山仏峠一〇二二六番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第十三条の二第一号
二六	安芸高田市八千代町向山字高丸一〇四七三番の一部、一〇四九八番八二の一部	令第十三条の二第一号